

1 はじめに

(1) 市立病院の使命

- 1 市民が必要とする安全・安心な医療を一人でも多くの市民に提供する。
- 2 健全な病院経営を確立し、市立病院を持続発展させる。

(2) 市立病院の目指すべき病院像

2025年（平成37年）の千葉保健医療圏は、高齢者の急増により、入院医療を中心に医療需要の大幅な増加が見込まれていますが、このような需要の増加に対しては、医療従事者の確保や財政面の課題が大きいことから、単純に医療供給を増加させることは難しい状況となっています。

このため、平成26年6月に、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（「医療介護総合確保推進法」）が成立し、都道府県は、二次保健医療圏を基本とした構想区域ごとに地域医療構想を策定し、病院完結型医療から地域完結型医療への転換を基本に「2025年のあるべき医療の姿」を示すことを求めています。

地域完結型医療への転換にあたっては、治療を最優先に考える戦う医療から、生活を支える医療に移行する必要があると、たとえ高度急性期医療であったとしても、その医療のあり方を考える上では、診療現場だけでなく住民の参画が重要となります。

両市立病院は、従来から担っている救急・がん・小児・周産期医療に加え、今後は、新生児から学童期までの小児医療を含む総合的な母子医療、認知症高齢者の救急医療や終末期医療を含む高齢者医療の確立にも積極的に関与し、少子高齢化に対応する病院を目指します。さらに、地域医療構想において市立病院に必要とされる機能を備えるとともに、地域包括ケアシステムを中心とした地域完結型医療の確立に向けて、市内の医療機関がそれぞれの特徴を發揮できるような病院の連携システムを構築し、その司令塔としての役割を果たします。

また、両市立病院は、引き続き千葉県保健医療計画における5疾病（がん、脳卒中、急性心筋こうそく、糖尿病、精神疾患）、4事業（救急医療、災害時医療、周産期医療、小児医療）に対応するとともに、青葉病院での血液疾患や身体合併症を有する精神疾患、海浜病院でのがん・小児・周産期医療など、政策的医療にも積極的に取り組むことに加え、県内トップレベルの整形外科診療体制の確立を目指します。

○二次保健医療圏

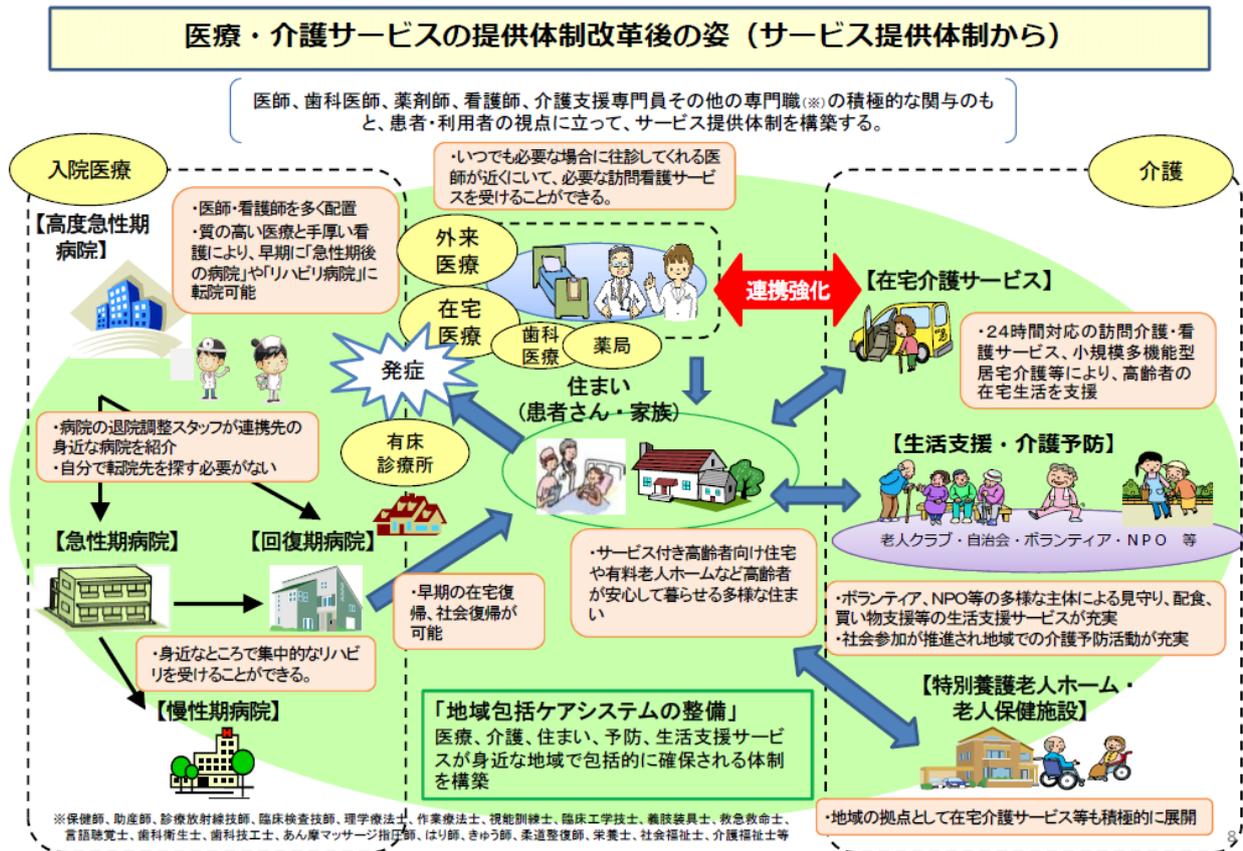
全県的な対応が必要となる特殊な医療を除き、医療機関相互の機能分担・連携により保健医療サービスの提供を完結させる圏域のことで、通常は複数の市町村で構成されます。なお、千葉市は単独で千葉保健医療圏を構成しています。

○地域医療構想

地域の将来の医療需要等を推計し、高度急性期・急性期・回復期・慢性期の機能区分ごとに病床数の必要量等を定め、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進する計画です。

○病院完結型医療・地域完結型医療

現状では、病院の中だけで完結する「病院完結型医療」が主流となっていますが、今後は、医療機能の分化・連携を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される「地域完結型医療」を目指す必要があります。また、急性期の医療提供体制に関しても、個々の医療機関の最適ではなく、地域の医療機関全体での最適を実現する必要があります。



図表 1 医療・介護サービスの提供体制改革後の姿 出典：厚生労働省

医療政策面では、病床機能報告制度により地域の医療機関の入院機能を見える化し、その上で、二次保健医療圏ごとに2025年を見据えた地域医療構想を策定することになっています。

地域医療構想の実効性を高めるために、医療機関等の関係者が参画する「協議の場（地域医療構想調整会議）」が構想区域ごとに設置されるとともに、「医療介護総合確保基金」を都道府県に設け、医療提供体制の効率化への取り組みを財政面で支えることとなっています。

本市のような都市部自治体では、高齢者人口の急増に伴い、医療介護需要も急激に増加し、現状の供給体制では医療介護サービスの提供が難しくなることが懸念されています。また、生産年齢人口の減少が想定されていることから、医療介護サービスの担い手不足が懸念されているほか、財政面では、医療・介護保険制度の運営面の課題が大きく、持続可能な医療介護制度の構築が求められています。

また、マイナンバー（社会保障・税番号制度）が導入され、医療機関や介護施設が患者や入居者の情報を共有し、重複した検査や投薬を避け、医療費の削減や患者の負担軽減及び医療機関の業務改善等を図ることや、蓄積された患者情報を分析し、医療資源の配分や診療報酬の適正化などに用いることも計画されています。

○病床機能報告制度

医療法の規定に基づき、病院・診療所が、担っている医療機能の現状と今後の方向について、病棟単位で、「高度急性期機能」、「急性期機能」、「回復期機能」及び「慢性期機能」の4区分から1つを選択し、その他の具体的な報告事項とあわせて都道府県に報告する仕組みで、本報告の集計結果を基に各都道府県は地域医療構想（ビジョン）を策定し、更なる医療機能の分化・連携を推進することになります。

(3) 千葉市立病院改革プラン（第3期）策定の基本方針

- ア 新千葉市立病院改革プラン（以下、「第2期改革プラン」という。）にて掲げた「病院局の使命」を引継ぎ、「1 市民が必要とする安全・安心な医療を提供する。」に「一人でも多くの市民に提供する」の一文を加え、良質な医療を可能な限り市民に提供していく姿勢を明確する。
- イ 自治体病院としての使命・役割を理解し、市民から期待される役割を自ら考えることのできる職員育成を目指し、人材育成を強化する。
- ウ 第2期改革プランの評価を踏まえ、経営改善を強力に推進し、医業収支比率90%以上を目指す。

(4) 千葉市立病院改革プラン（第3期）策定の背景

ア 新千葉市立病院改革プランの策定の経緯

第2期改革プランは、平成21年度に策定した千葉市立病院改革プラン（以下、「第1期改革プラン」という。）の取り組み事項や収支計画が、平成23年度で終了することから、平成24年2月に策定・公表しました。

また、中央区に位置する市立青葉病院及び美浜区に位置する市立海浜病院の経営形態を、平成23年4月から地方公営企業法一部適用から地方公営企業法全部適用に移行し、運営しています。

第2期改革プランでは、それぞれの病院が得意な診療分野を強化し、専門特化することで、2病院が一体となって、千葉県保健医療計画に定められた5疾病（がん、脳卒中、急性心筋こうそく、糖尿病、精神疾患）、4事業（救急医療、災害時医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療に対応することのできる診療体制の構築を目指し、医療の質を向上して医業収益を拡大し、収益の改善を目指すこととしました。

プラン名	計画年度
千葉市立病院改革プラン（第1期）	平成21～25年度（5か年計画） ※収支計画・主要指標については、平成21～23年度の3か年計画となっています。
新千葉市立病院改革プラン（第2期）	平成24～26年度（3か年計画） ※第1期改革プランの計画期間中でしたが、平成24年度以降の収支計画・主要指標を策定する必要があったことから、第1期改革プランを全面的に見直し、第2期改革プランを策定しました。
千葉市立病院改革プラン（第3期）	平成27～29年度（3か年計画）

イ 千葉市立病院改革プラン（第3期）の策定

千葉市立病院改革プラン（第3期）（以下、「第3期改革プラン」という。）は、第2期改革プランの使命を引継ぎ、青葉病院と海浜病院それぞれの特徴を活かしながら、現在地での2病院体制及び現在の診療科目を維持することを前提に、千葉市立病院改革プランを第1期、新千葉市立病院改革プランを第2期とし策定しました。第3期改革プランでは、第2期改革プランの評価を踏まえ、さらに人材育成と医業収益の向上に力点を置き、引き続き地方公営企業法全部適用で運営を行うこととし、可能な改革をすべて断行し持続可能な経営体質の獲得を目指すこととしています。

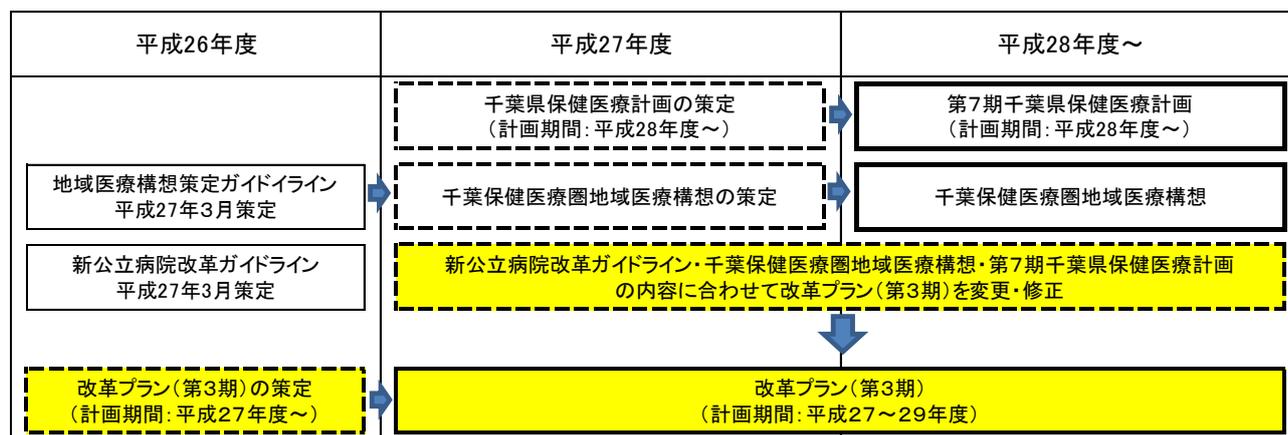
ウ 第3期改革プランと医療介護制度改革のスケジュール

「医療介護総合確保推進法」に基づき、「地域医療構想策定ガイドライン」が平成27年3月に示され、同時に、「新公立病院改革ガイドライン」も、地域医療構想策定ガイドラインの趣旨を踏まえて改定されました。

地域医療構想策定ガイドラインにより、千葉県は地域医療構想の策定に着手することになります。また、第6期千葉県保健医療計画の計画期間が平成27年度で終了することから、合わせて第7期千葉県保健医療計画の策定も進めることになります。

新公立病院改革ガイドラインでは、前ガイドラインの三つの視点（「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」及び「経営形態の見直し」）に、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」が加えられ、地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、平成28年度までに新たな改革プランを策定することを求めています。

第3期改革プランは、平成27年度から平成29年度までの3か年の計画となっていますが、新公立病院改革ガイドラインを受け、地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、計画期間中に見直しを行うこととなります。



○地域医療構想策定ガイドライン（平成27年3月31日付け医政発0331第53号）

都道府県に対して、地域医療構想の実現に向けて、「地域医療構想策定のプロセス」、「地域医療構想策定後の取組」及び「病床機能報告制度の公表の仕方」などの手続き等を定めています。

○新公立病院改革ガイドライン（平成27年3月31日付け総財準第59号）

地方公共団体に対して、四つの視点（「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」及び「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」）に基づく、新たな公立病院改革プランの策定を要請するとともに、地域医療構想の実現に向けた都道府県の役割・責任の強化を求めています。